

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和3年4月27日(火) 開会 午後 2時50分 閉会 午後 4時30分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰弘
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 宮本 隆美 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 学 9番委員 増井 孝重 10番委員 安瀬 和子 11番委員 松浦 義幸 13番委員 坂東 賢二 14番委員 兼田 博行 16番委員 浦川 昌夫 17番委員 多田 孝 18番委員 朝田 三郎</p>
5 欠席者	<p><農業委員> 2番委員 岸本 昇 12番委員 品山 昌美 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員> 8番委員 中川 敏明 12番委員 森 政雄 15番委員 笹田 孝</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(全体議案)</p> <p>付議案件 第1号議案 令和3年度業務推進の基本方針について</p> <p>報告事項 1. 令和3年度予算について 2. 令和2年度決算見込について 3. 令和2年度主要業務の概要説明</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 非農地通知の審議について 第5号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項 (1)農地関係報告事項 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について</p>

- | | |
|--|---|
| | <ol style="list-style-type: none">6. 農地改良届について7. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について8. 農地の転用制限の例外（法第5条）に係る事業計画書の受理について9. 農地であることの証明について10. 農地法第3条の許可の訂正について11. 営農型太陽光発電施設への一時転用者に対する改善指導について |
|--|---|

(開会 午後2時50分)

【事務局】

お待たせいたしました。只今から、令和3年度 徳島市農業委員会 4月定例総会を開会いたします。開会に当たりまして、川人会長からご挨拶を申し上げます。

【川人会長】 …… 挨拶 ……

【事務局】

ありがとうございました。
続きまして、ご来賓として内藤佐和子市長にご臨席いただく予定でしたが、急きょ公務のため、折野好伸第二副市長にご臨席いただきました。それでは、ご祝辞をいただきたいと思います。よろしく、お願いいたします。

【折野第二副市長】 …… 市長祝辞代読 ……

【事務局】

ありがとうございました。
折野第二副市長におかれましては、この後、公務がございますので、ここで退席されます。本日は大変お忙しい中、ご臨席をいただき誠にありがとうございました。

…… 副市長退席 ……

【事務局】

それでは、前の席を少し移動させていただきますので、今しばらくお待ちくださいませ。

…… 机の移動 ……

【事務局】

それでは再開します。本日の議長は川人会長が務めることとなっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

…… 会長が議長になり、議事を進行 ……

【議長】

それでは、只今より、議事を進行して参ります。
本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える16名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号2番 岸本 昇委員、議席番号12番 品山 昌美委員、議席番号19番 市岡 沙織委員です。
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号13番 植田 美恵子委員と、議席番号3番 天羽 俊文委員の両名を指名します。よろしくお願ひします。
それでは、ここで、議事に入ります前に、事務局の職員紹介をお願いしたいと思います。事務局から説明をよろしくお願ひします。

【事務局】

それでは、事務局職員の任免についてご説明申し上げます。

…… 「事務局職員の任免」を報告する。転入者は前方に出て挨拶 ……

今年度もよろしくお願いたします。以上、ご報告を終わります。

【議長】

ありがとうございました。転入された方々、よろしくお願いたします。それでは、議事に移ります。

本日の案件は、先に通知いたしましたとおり、新年度最初の総会ということでございまして、第1号議案は「令和3年度 業務推進の基本方針について」であります。

この第1号議案について、事務局に説明を求めます。

【事務局局長】

第1号議案「令和3年度 業務推進の基本方針」についてご説明いたします。

…… 説明 ……

ご審議のほどを、よろしくお願いたします。

【議長】

ありがとうございました。局長からの説明でした。この案件について、ご質疑がありましたら、ご発言をよろしくお願いたします。

…… 発言するものなし ……

【議長】

それでは、ご質疑が無いようですので、採決をいたします。第1号議案の「令和3年度 業務推進の基本方針について」原案どおり、決定してよろしいか。

全委員 （無言もしくは「異議無し」により議決）

【議長】

異議がないということでございますので、本案件につきましては原案のとおり決定いたします。

【議長】

次に、報告事項に移ります。

(1)令和3年度 予算について

(2)令和2年度 決算見込について

(3)令和2年度 主要業務の概要説明

の3件について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

【事務局次長】

報告事項をご説明いたします。

…… 説明 ……

以上が報告事項の(1)から(3)でございます。よろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。次長からの説明でした。何かご意見等はありませんか。

…… 発言するものなし ……

【議長】

意見が無いようですので、農地関係以外の議事・報告についてはここで終了させていただきます。続いて農地関係議案に移りますが、準備等がございますので、只今から10分程度休憩とさせていただきます。

3時40分に再開します。

…… 休憩 ……

(再開 午後3時40分)

議長 それでは総会を再開します。これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。

では、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧下さい。

それでは第2号議案について説明をします。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後67aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後188aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後102aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後61aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地5筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後135aに至り、譲受人は対象地において、水稻や野菜の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後107aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後105aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地3筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後356aに至り、譲受人は対象地において、水稻や野菜の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後118aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上9件で、対象地は、田12,267.10㎡、畑2,753㎡、計15,020.10㎡です。御審議をよろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それではご発言が無いようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第3条

の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。

議案書3ページからを、御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、不許可の例外規定である既存施設の拡張に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。譲受人は土木工事業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

3番から8番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。3番から8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転及び賃貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天車両及び重機置場に転用するものです。また、現地調査時に、一部を駐車場として利用していることが明らかになったため、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出を求め、それを受理しています。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天駐車場及び進入路に転用するものです。また進入路部分について、現地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、農地区分が甲種農地である1番案件および転用規模が大規模である3番から8番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全10件で、地目は、田が5, 299㎡、畑が1, 398㎡で、合計6, 697㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場900㎡、その他施設用地5, 797㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 今月15日の午前10時より、1番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、天羽委員、佐野推進委員、宮本推進委員と私の委員4名、転用者側1名、事務局2名の7名です。申請対象の農地は、方上小学校から東へ約700mに位

置しており、甲種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、所有権を移転して露天資材置場を拡張しようとするものです。現在使用している資材置場は、昨年に転用許可を受けた土地であり、現在も転用目的どおりに使用しており、特に問題は見受けられません。土地の造成について、良質の山土を用いて転圧を実施します。排水は、雨水のみで、周囲の擁壁もあり、地元の土地改良区の意見書及び排水同意書も提出されているようです。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、勝占地区の委員は、許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして3番から8番案件の地区審査に参加していただいた、入田地区の板東委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東委員 今月15日の午後2時より、3番から8番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と森推進委員、転用者側2名、事務局2名の6名です。

申請対象の農地は、徳島市入田小学校から東へ約1.2kmに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転または賃貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用しようとするものです。

造成については、土地が低い北側部分を、周辺農地と同じ高さまで盛土し、全体に碎石を10cm敷きつめ、周囲にはフェンスを設置する計画です。排水については、雨水のみであり、地下浸透で処理することと、地元水利組合からの排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題は見受けられず、入田地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。

報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

井川委員 パネルの件ですが、全部で1,500枚ですか。

事務局 そうです。

議長 他に御質問は無いですか。それでは他に御発言が無いようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、3番から8番を許可相当として県に諮問し、残りの4件については全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第3号議案については3番から8番を許可相当として県に諮問し、残りの4件については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第4号議案「非農地通知の審議について」を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地通知願の審議について御説明いたします。議案書5ページを御覧下さい。

1番の所在は、入田町神ノ池に1筆、入田町南谷に4筆となっています。神ノ池は、徳島市入田支所から東に約400mに位置しており、南谷は、徳島市入田中学校から南に約1,000mに位置しています。4月14日に地元の委員さん2名と事務局2名で状況を確認しております。

神ノ池の対象地は地元委員さんや土地所有者によると昔から鮎喰川の堤防の一部となっており、耕作はしていないとのことでした。

南谷の対象地は土地所有者によると、昭和60年ぐらいまでは、果樹を植えていたが、その後は、杉やヒノキを植えたため、山林の状態となっているとのことでした。

いずれも人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われます。

第4号議案は、以上1件で、対象地は畑3,858㎡です。御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第4号議案の非農地通知の審議については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の議案の審議に移ります。第5号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれており、ます。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、野口俊廣委員、谷川興一委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。

議案書6ページを御覧下さい。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。

今月は新規設定が11件、再設定が15件で合計26件となっており、そのうち、賃貸借権が13件、使用貸借権が13件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から4番が多良地区・7筆・4件、5番から7番が勝占地区・7筆・3件、8番から9番が上八万地区・5筆・2件、10番から11番が入田地区・3筆・2件、12番が不動地区・15筆・1件、13番から15番が応神地区・4筆・3件、16番から18番が川内地区・5筆3件、19番から22番が国府地区・6筆・4件、23番から25番が南井上地区・8筆・3件、26番が北井上地区・1筆・1件となっております。

利用権設定については以上で、田30筆・27,625.70㎡、畑31筆31,823.00㎡の合計61筆・59,448.70㎡となります。

第5号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第5号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

議案書10ページを御覧下さい。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。11ページに渡り7件受理しました。

12ページをご覧下さい。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

13ページを御覧下さい。3番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。3件受理しました。

14ページを御覧下さい。4番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。16ページに渡り18件受理しました。

17ページを御覧下さい。5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。4件受理しました。

18ページを御覧下さい。6番は農地改良届についてです。1件受理しました。

19ページを御覧下さい。7番は農地の転用制限の例外による届出についてです。1件受理しました。

20ページを御覧下さい。8番は農地の転用制限の例外に係る事業計画書の受理についてです。1件受理しました。

21ページを御覧下さい。9番は農地であることの証明についてです。1件証明しました。

22ページを御覧下さい。10番は3条許可の訂正についてです。1件訂正しました。

続きまして報告案件11になります。議案書とは別に、1枚ものの資料をお配りしております。表題は「営農型太陽光発電施設への一時転用者に対する改善指導について」というものになります。

まず、資料説明の前に、営農型太陽光発電の制度の概要について申し上げます。

営農型太陽光発電は、農地に支柱を立てて、その上部に太陽光パネルを設置し、農業と発電事業を同時に行う取り組みで、ソーラーシェアリングとも呼ばれています。農作物の販売収入に加え、売電による収入により農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待できます。営農型太陽光発電設備の設置については、発電事業を行う間、太陽光パネルの下部の農地で適切に営農を継続する必要があります。農地法に基づく一時転用許可が必要です。農地転用の許可権者は、本市農業委員会になりますが、優良農地での転用となるため、市の総会で審議した後、県へ諮問する必要があります。県において許可相当との意見を受けてから許可書を交付することになっています。

それでは、本件の事案について資料にそって説明します。本件は、営農型太陽光発電施設に一時転用後、3年毎の更新申請について令和元年10月総会で許可相当となりましたが、県の諮問において、再許可となるための要件を満たしていないと判断され、再調査となりました。これを受けて本委員会からの再三の口頭指導を行いました。が応じていないため、文書指導を行うものであります。

それでは、資料の1番になります。当該土地についてですが、所在は、国府町早淵字●●●●●で地目は田、面積は●●●●㎡で農用地区域内にある青地となっており、農地区分は1種農地になります。

次に2番ですが、土地所有者は、個人であり、3番に記載している転用者である株式会社の代表取締役と同一人となります。

続いて、4番に営農型太陽光発電施設を転用した経緯を表にしております。

まず平成25年に新規申請があり、許可。そして平成28年に1回目の更新があり、2回目の更新として令和元年10月に市の総会にて許可相当として決定しましたが、その後の県への諮問において、許可要件を満たしていないと判断され、調査中として現在に至っております。許可の更新に必要な要件としては、「営農の適切な継続が確実と認められること」として、具体的には、①から③までに該当しないこと、となっております。本件では黄色で塗っている、②の、「下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合」というのが、再許可の要件を満たしていない部分になります。

具体的な内容について、去年、つまり、令和2年の農作物の状況報告について資料5番に記載しております。作物は、ミョウガを栽培しており、作付1年目と4年目に区別して報告がありました。ミョウガの地域の平均的な単収は、10アールあたり500kgという根拠があり、これを作付面積にあてはめると、それぞれ、192kgと75kgになり、この数字からおおむね2割以上減少していないかどうかを判断します。昨年の実績は、表に記載のとおり、作付1年目については0で、4年目については30kgほどであり、地域の平均的な単収と比較して6から10割減少しています。

続いて、資料の裏面をご覧ください。(2)として令和3年の作付け改善計画についてですが、引き続きミョウガを栽培し、日照量を確保するため、太陽光パネルの裏面等にLED照明を設置し、生育促進することとされており、LEDは既に設置済です。

これを受けて、資料の6番になりますが、先月18日に現地聞き取り調査を実施しました。参加者は地元農業委員2名、事務局担当2名と相手方である●●氏です。

まず、農業委員・事務局の指導内容として、LED照明設置での成功事例があれば示すこと。成功事例が無いなら、営農の適切な継続が認められる内容とはいえない。日照量を確保するため、太陽光パネルの角度の調整や枚数の減らす等の改善をするべきである。令和3年の変更改善計画について、3月31日までに提出することを指導しました。これに対し、相手方からは、太陽光パネルの角度の変更は、パネル間の隙間がほとんど無く、調整は構造上、不可能であり、パネルの枚数を減らすと売電単価が大幅に下がり、太陽光発電事業として採算がとれない。LED照明を既に設置しており、結果が出るまで様子を見てほしいとの主張でした。太陽光パネルの状況について、現地の写真を2枚掲載しています。左側の写真はLED照明であり、パネルの裏面と、ロープの形をしたLED照明も設置しています。右側の写真は、パネル部分を拡大したものになり、パネル間の隙間がなく、日中でも下部の農地が完全に日陰になっていることがわかります。

なお、期限日である3月末までに●●氏から変更改善計画の提出はありませんでした。

これを受けて、7番になります。文書指導する内容としては、1点目として、営農

の適切な継続が確保できるよう改善すること。2点目として、令和3年の作物状況報告の結果、改善されなかった場合は、再許可申請は認められず、発電設備を撤去する義務があること、という内容です。

指導文書については、本日の総会後に相手方に対し、通知する予定でございます。以上で説明を終わります。報告事項については以上です。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はありませんか。

最後になりましたが、一つ申し上げておきたいことがございます。お手元に「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」の資料をお配りしていますが、これは令和元年度に、度重なる農業委員の不祥事をうけて、全国的に農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくということでの取組みで、令和2年1月総会にて、この法令順守の申し合わせ決議を本市農業委員会でも議決したところ です。

昨年7月に新しく委員、推進委員になられた方もおられますので、この機会に皆様をお願いするものでございます。

ひとつ具体例を申し上げますと、地区審査の際、申請者側がお菓子などの手みやげを用意されていることがあると聞いております。農地転用などの許可申請にあたって、申請者は利害関係者でありますことから、本市農業委員会としては、公明正大な許認可事務を行うため、金銭はもちろんですがこうした物品の受け取りについてもお断りいただきたいと思 います。

改めまして、皆様お一人お一人が特別職の地方公務員であることを自覚して、綱紀保持に努めていただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和3年4月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以 上